

第15回八王子市景観審議会

－会議録要旨－

平成29年12月20日

学園都市センター 12階 第5セミナー室

八王子市景観審議会事務局

会 議 名	第15回八王子市景観審議会	
開催日時	平成29年12月20日（水曜日）午後7時00分～午後9時08分	
開催場所	学園都市センター 12階 第5セミナー室	
出席委員	倉田 直道 委員 福田 邦人 委員 相原 和俊 委員 北見 みゆき 委員	町田 典子 委員 田口 敦子 委員 萩尾 孝之 委員 武田 廣子 委員
欠席委員	亀山 章 委員 川原 晋 委員	吉田 慎悟 委員 石井 修一 委員
市出席職員	なし	
事 務 局	まちなみ景観課長 伊藤 まちなみ景観課主査 立川 まちなみ景観課主査 鈴木	まちなみ景観課 金子 まちなみ景観課 坂井
議 題	1 開会 2 議事 （1）会議の公開に関する事 （2）高尾駅北口地区屋外広告物地域ルール策定について（諮問） （3）八王子市屋外広告物賞の選定について（諮問） （4）その他 ・電線共同溝の地上用機器を活用した情報発信について（報告） 3 閉会	
公開・非公開の別	公開・一部非公開（※回収資料、参考資料1、参考資料2）	
傍 聴 人	なし	

配付資料	〔配付資料〕 ・ 次第 ・ 資料 1 高尾駅北口地区屋外広告物地域ルール of 策定について ・ 資料 2 高尾駅北口地区屋外広告物地域ルール（案） ・ 資料 3 八王子市景観計画の変更（案） ・ 資料 4 「八王子市屋外広告物賞」について ・ 資料 5 「八王子市屋外広告物賞」応募要項・応募用紙 ・ 資料 6 電線共同溝の地上用機器を活用した情報発信について（報告） ・ 参考資料 1 パブリックコメントの意見の公表について（案） ・ 参考資料 2 景観行政と連携した屋外広告物行政の推進に向けて ・ 参考資料 3 近日募集開始ポスター ・ 参考資料 4 募集ポスター（案） ・ ※回収資料 景観計画重点地区における屋外広告物等の基準を定める規則（案） 〔机上配付資料〕 ・ 第14回八王子市景観審議会会議録 ・ 毎日新聞掲載記事コピー
-------------	--

<凡例> 会)：会長発言 委)：委員発言 事) 事務局発言

【開会】〔午後 7 時開会〕

【議事（１）会議の公開に関すること】

○第 15 回景観審議会の会議内容は原則公開とするが、議事（２）高尾駅北口地区屋外広告物地域ルールの方策定について（諮問）のうち、参考資料 1 及び参考資料 2、※回収資料に関する内容を非公開とすることに決定。

【議事（２）高尾駅北口地区屋外広告物地域ルールの策定について】

○事務局より、高尾駅北口地区屋外広告物地域ルール（案）等について説明。

委) 建築物の壁面の合計面積の 10 分の 2 未満という基準は、全部の面に対する基準でよろしいか。

事) そのとおり。なお、壁面広告においては、1 つの壁面に対して 10 分の 2 以下という一壁面規制という基準も同時に設定しており、現行条例にある 10 分の 3 を厳しくしている。

委) これは、かなり厳しい基準なのか。

事) この地域の既存の屋外広告物を参考に、今あるものはなるべく出せるように策定した。大きいものが少なかったなので、それに合わせて基準を設定した。

会) 屋外広告物の面積の取り方について。特に突出広告の場合、厚みの部分も地の色として面積に入れるのか。

事) 屋外広告物の許可の運用上は、突出広告の工作物全体ではなく、そこに設置される広告物の面のみを計算する。厚みの部分に文字情報等がなければ面積の算定には含めない。

会) 突出広告の場合は色々な角度から見えるので、いわゆる厚みの部分にも色がある時に、色彩基準の適用対象とすべきではないか。

事) 景観計画において、重点地区であれば広告物で 4 メートルを超えるものは届け出が必要である。支柱や枠の部分などは色彩基準を適用するものと考えている。

委) 突出広告において側面の幅が大きいものは、内照式と考えられる。この場合、側面にも文字等が入るため、計算する対象になると考えられる。

事) 運用上の指導方法を整理するとともに、景観の届出の際に誘導していきたい。

委) 壁面広告には、ビルなどの窓にフィルムを貼るようなものも対象となるのか。

事) そのとおり。建物の 2 階以上では窓などに広告物を掲出できない、としている。また、室内

側から出されたものは屋外広告物法の対象外となるが、窓面広告物に関するコラムを設け、景観の観点からの配慮を求めている。

会) もう少し厳格に窓面広告をコントロールしているケースもある。

委) 屋外広告物法では、窓の内側は屋外広告物ではないこと、また私有財産であることから制限は難しいが、景観法では、行為の制限が可能である。例えば、高さの制限や室内側に置く位置などを制限する例もあるが、今回は、意識づけにとらえている。

会) 場所によっては、この辺りの議論を詰める必要もあると思う。

会) 屋外広告物条例の規則については、内容的には変わらず、あくまで文言や法的なところを細かく検討するということでよろしいか。

事) そのとおり。

【議事（３）八王子市屋外広告物賞の選定について】

○事務局より、八王子市屋外広告物賞について説明。

委) 市民でなくても、また自薦でも応募可能か。

事) どなたでも可能で、自薦・他薦問わず可能としている。

会) 今回あえて条例に基づく屋外広告物に限定した理由は。

事) 市が平成２７年４月から屋外広告物条例を持ち運用開始をしたこと、また、市が推奨するイメージの普及啓発のため、屋外広告物に特化した形にした。

会) 屋外広告物条例に基づかないもので、市民がこれは屋外広告物だと思ったものを応募した場合、評価の対象になるのか。

事) 色々なものが応募されるかもしれないが、今回は屋外広告物条例の中で規定している、ある意味狭い範疇とする考え。ただし、要項では条例に書いてあるものに限るとしていないため、審議会で相談しながら選んでいきたい。

委) 審査対象を明確にするという公平性から、募集の段階では要項の図に示すものとする方が市民にもわかりやすい。市民の方に屋外広告物条例への意識を高めていただくために、許可申請をしなければならないものを前提とするという考え方もある。

事) 許可申請の可否を前提とするのはひとつの基準と考えているが、日々の業務で、例えばプロジェクションマッピングなど、屋外広告物にあたるか、申請が必要かという判断にも議論をしている。このような意味で、新しいものが必ずしもだめではないが、昔からある一般的な看板の中で良いものを示していきたい。

委) のれんやフラッグは対象になるか。一般市民からすると、屋外広告物という言葉は馴染みがなく、サブタイトルで看板だとわかる。例えば、甲州街道にある店舗は、白いのれんが２つか

かり、イチョウ並木によく馴染む素敵なファサードとして評価したいと思う。

委) 歴史的には一番古い看板がのれんである。店名表示をする場合は、のれんも対象と考えられる。

委) 将来、一連の表彰につながるというのが一つの目的であり、応募が何点か出てこないと意味がないので、あまり窓口を狭くしない方がよい。

委) 今回はこの種別で募集して良いと思うが、もっと幅広い応募があった時に対応が問われる。審査ルールであるから、種別にあてはまるものに賞を出すべきだが、種別以外にも良いものがあれば、それを市民に知らせることがとても大事である。それにより、次回は種別以外の良いものを応募してもらえらる。

会) この賞の目的に関わると思うが、良好な景観に資する屋外広告物を推奨することと、条例の範囲内の屋外広告物を評価することでは異なる。屋外広告物の概念も相当変わってきており、例えば壁面と一体化したようなものをどう解釈するかは非常に難しい。表彰部門の優良デザイン部門で、広告物そのもののデザインを議論するのか、それとも広告物とまちなみやファサードデザインとの調和について議論をするのか、それと屋外広告物条例に基づくものを評価することというのは、部門の設定と相入れないところがあるのではないかと思いますので、枠を設定しすぎないほうがいいのではないかと。

委) 2つの部門について、まちなみ調和部門の解釈は難しいが、何らかの形で商店等が協同していることが前提になり、ハードルが高い。それに対して優良デザイン部門では、ファサードそのものは広告ではなく建物のデザインなので、それに合った広告をどうデザインしたか、ということになる。

事) この2つの部門については、選定時の考え方で決めていただきたい。

委) 応募について、大学で学生に向けて告知をするなど、何か工夫をしては。

事) 市の周知にかかっているのので、工夫していきたい。

委) 今回は別として、シャッターを使用しているのは商店が圧倒的に多く、商店街の方がシャッターアートをやりたいという意向は強いので、次の段階で、シャッターだけのコンクール等をやってもおもしろいのでは。

事) 以前から、商店街でシャッターアートをやりたいという相談は受けているが、何らかのコントロールのもと、慎重にデザインして欲しいと思っている。

【議事（４）その他（報告）】

○事務局より電線共同溝の地上用機器を活用した情報発信について報告。

【閉会】〔午後 9 時 0 8 分閉会〕